

移動等円滑化取組計画書

令和6年5月20日

住 所 栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5号
事業者名 関東自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 元

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

弊社は2023年度末時点で、ノンステップバス導入率は65.0%です。
2024年度については、中古車を中心に導入を進め、国が掲げる目標（「ノンステップバス導入比率を70%とする」）に対しても、早期に達成出来るよう導入計画を適宜見直していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス（新車：EV車両）の5台導入を目指す。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子対応設備のメンテナンス	車椅子を利用されているお客様が円滑に乗車できるよう、車いす固定用装置やスロープの定期的なメンテナンスを実施する。
設備を用いた情報提供	運行情報提供設備を用いた案内を適切に実施できるよう、文字等の表示内容および放送文案などの見直しを適宜実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
整理誘導員の配置	JR 宇都宮駅前の朝のラッシュ時間帯において、整理誘導員を配置し、必要に応じ高齢者や障がい者の乗降の介助を行う（前年度から継続実施）。
柔軟な車両運用	ノンステップバスおよびワンステップバス（公共交通移動等円滑化基準適合車両）での運行を計画していないダイヤについて、障がい者からノンステップバスでの運行を求められた場合、可能な範囲で車両運用を変更し対応する（前年度から継続実施）。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行情報発信	停留所時刻表および時刻検索システム並びにバスロケーションシステムにおいて、ノンステップバスの運行情報を発信（前年度から継続実施）。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士への教育	運転士マニュアルを作成し、運転技術や接客接遇、車いす対応などの教育を実施している（前年度から継続実施）。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの乗り方教室での啓発活動	主に小学生に対し実施しているバスの乗り方教室内において、車いすスペースおよびスロープの説明・実演などを実施している。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・乗降方法の変更（前乗り前降りから後乗り前降り）に伴い、縁石や植栽など乗降の支障となっている構造物があることから、道路管理者と連携し支障物の撤去を順次実施する。
- ・ウェブサイトや電話などで寄せられるご意見を社内で共有し、改善に向けた取り組みに活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

Web（自社ホームページ）上での公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。